

別添 3

核物質防護に係る重要度評価に関するガイド

(令和 2 年 4 月)

(抜粋)

原子力規制庁

放射線防護グループ

核セキュリティ部門

表2－重要度評価の附属書の選定ルート

表1の内容を踏まえて、AからDの質問に「はい」か「いいえ」で答えること。AからDの全ての質問に対する答えが「いいえ」の場合は、**附属書5**に進むこと。

A. 特定核燃料物質の管理

検査指摘事項は、特定核燃料物質の管理に関するものか。

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書1**に進むこと。
 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 核物質防護情報の管理

検査指摘事項は、核物質防護情報の管理に関するものか。

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書2**に進むこと。
 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

C. 物理的防護に関する重要度スクリーニング

検査指摘事項は、物理的防護に関する検査指摘事項であって、以下の重要度スクリーニング開始基準のいずれかに該当しているか。

1. 以下のような事例が確認された場合において、タイムライン評価基準を達成できていなかった。
 - ・ 立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の扉に鍵がかかっておらず、人が自由に入り出しきれる状態になっていた。
 - ・ 事業者が故意に核物質防護システムを停止又は使用不能な状態としていた。
 - ・ 核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態によって、無許可・未検知での立ち入りができる状態になっていた場合において、事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態（適切に設計、設置されておらず、期待される機能を果たすことができるよう維持されていない状態）であることを特定できていなかった、又は事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態を事前に特定できていたにもかかわらず、是正処置を適切・迅速に実施していなかった。
 2. 妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品の持込み点検が適切に実施されず、大規模な妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品を防護区域内に持ち込まれた。
 3. 立入り許可を受けていない不審な車両が周辺防護区域内又は防護区域内で発見された。
- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書3**に進むこと。
 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

D. 管理されていない開口部

検査指摘事項は、管理されていない開口部に関するものか。

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書4**に進むこと。
 「いいえ」の場合は、**附属書5**に進むこと。

附属書 3

物理的防護に関する重要度スクリーニングガイド

○物理的防護に関する重要度スクリーニング

物理的防護に関連する検査指摘事項については、表2－重要度評価の附属書の選定ルート「C. 物理的防護に関する重要度スクリーニング」に示す重要度スクリーニング開始基準のいずれかに該当するか判断する。

重要度スクリーニング開始基準の1つに該当した場合は、以下の手順に従って、検査指摘事項の重要度を評価する。

1. 検査指摘事項の状態が継続された期間の特定

検査指摘事項の状態が事業者により確認された時点から1年間遡り、本検査指摘事項の状態（※）継続された期間を評価する。

※重要度スクリーニング開始基準（参考）

1. 以下のような事例が確認された場合において、タイムライン評価基準を達成できていなかった。
 - ・立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の扉に鍵がかかっておらず、人が自由に入出力できる状態になっていた。
 - ・事業者が故意に核物質防護システムを停止又は使用不能な状態としていた。
 - ・核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態によって、無許可・未検知での立ち入りができる状態になっていた場合において、事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態（適切に設計、設置されておらず、期待される機能を果たすことができるよう維持されていない状態）であることを特定できていなかった又は事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態を事前に特定することができていたにもかかわらず、是正処置を適切・迅速に実施していなかった。
2. 妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品の持ち込み点検が適切に実施されず、大規模な妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品が防護区域内に持ち込まれた。
3. 立入り許可を受けていない不審な車両が周辺防護区域内又は防護区域内で発見された。

（留意事項）

これは、事業者が検査指摘事項に関連する脆弱性が確認されてからの期間を算出するものであるため、実際に不適合が存在した期間よりも短い場合がある。例えば、事業者が立入許可を受けていない車両の侵入を発見できていなかった場合、立入許可を受けていない車両が侵入して発見されるまでの間が、不適合が存在した期間であり、その間も脆弱な状態が継続していることとなる。

そのため、パフォーマンスの劣化に対する活動が事業者の手順書やプロセスに組み込まれており、事業者のCAP等のサーベイランス活動を通じて不適合が存在していた期間を予測可能かつ特定可能である場合は、当該期間も考慮すべきである。

2. 物理的防護プログラムへの影響と検査指摘事項の状態が存在した期間による評価

上記1. により検査指摘事項の状態が存在した期間を確認した上で、図3のステップ3「物理的防護プログラムへの影響と期間」により、検査指摘事項の重要度を評価する。

別添一物理的防護に関する重要度スクリーニング

